鹿屋市告示第490号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項の規定に基づき定めた「鹿屋農業振興地域整備計画」を変更したので、同法第13条第４項で準用する同法第12条第１項の規定により告示し、次により縦覧に供する。

令和８年10月16日

鹿屋市長　　郷原　拓男

鹿屋農業振興地域整備計画の縦覧場所

鹿屋市役所　農林水産部　　農政課

輝北総合支所　産業建設課

串良総合支所　産業建設課

吾平総合支所　産業建設課